

困難に直面した方々への速やかな暮らしの支援を目指し、 「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」を支給します！

補正
予算額

(一般会計) 2,432,438千円

財源内訳 国庫支出金 : 2,432,438千円



伊丹市マスコット たみまる

※事業に必要な予算は、専決処分(1月14日)により措置しました。

補正予算の概要

(1)住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業

【事業費 2,432,438千円】

- 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々を速やかに支援するため、国の制度による「住民税非課税世帯等臨時特別給付金」を支給します。

【支給対象者】

次の①又は②に該当する世帯の世帯主

- ① 世帯全員の令和3年度分住民税均等割が非課税の世帯
- ② ①のほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降の家計が急変し、令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯(同一の世帯に属する者のうち令和3年度分の市民税均等割が課税されているもの全員のそれぞれの1年間の収入見込額が、住民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下である世帯)

※ ①及び②に関わらず、住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯は、所得要件を満たさないものとする。

【支給額】

1世帯当たり 100,000円

【申請及び支給】

支給対象者①については、12月10日(基準日)に伊丹市に住民登録のある世帯に対し、1月31日より振込先等の確認書を発送(要返送)し、2月7日以降、順次支給します。

支給対象者②については、2月1日より市役所7階に設置予定の窓口又は郵送にて申請受付を開始します。

<財源内訳>

(単位：千円)

事業名	事業費	財源内訳		
		国・県支出金	地方債	その他・一般財源
住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業	2,432,438	2,432,438	0	0

(2)新保健センター等複合化施設整備事業

【債務負担行為 限度額 10,450千円】

半導体需要の急拡大と供給不足等の影響により、太陽光発電設備の納期に時間を要することが判明したことから、早期に発注等の契約事務を進めるため、債務負担行為のみを予算計上するものです。

工程		R3年度			R4年度						
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
太陽光発電設備	調達	● 契約・発注		納期：6～7カ月必要						● 太陽光 発電設備設置 工事完了	
	取付工事							工事 ●			
保健センター整備	工事・検査	工事								検査・手直し ●	施設 引渡し ●